

付注2-1 「企業経営に関する意識調査」の概要

1. 調査の目的

企業の価格設定・改定行動の考え方の現状及び意識変化を把握し、経済財政に関する分析の基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査期間

2014年2月24日～2014年3月18日

3. 調査企業数

8,000社

うち、上場企業 891社（東証1部・2部、大証1部・2部、JASDAQ）

非上場企業 7,109社

4. 業種別の調査企業数および回答率

業種	調査企業数	回答企業数	回答率(%)
農林水産業	34	4	11.8
鉱業	3	0	0.0
建設業	495	104	21.0
製造業	1,472	390	26.5
卸売・小売業、飲食店	2,097	423	20.2
金融・保険業	318	66	20.8
不動産業	104	12	11.5
運輸・通信業	796	176	22.1
電気・ガス・水道・熱供給業	58	21	36.2
サービス業	2,623	456	17.4
計	8,000	1,652	20.7

付注2-2 各種統計における雇用者の分類と定義

1. 雇用者の分類

(1) 一般職業紹介状

全数
常用
常用（パートタイムを除く）
正社員
常用的パートタイム
臨時・季節
臨時・季節（パートタイムを除く）
臨時的パートタイム

(2) 毎月勤労統計調査

(比率、%)

常用労働者	
一般労働者	70.6
パートタイム労働者	29.4

(3) 政労使の合意文書

(4) 賃金構造基本統計調査

(比率、%)

正規雇用労働者
非正規雇用労働者
パート・アルバイト
派遣労働者
契約社員
嘱託
等（＝その他）

常用労働者			98.6
一般労働者	正社員・正職員	雇用期間の定め無し	61.5
		雇用期間の定め有り	1.8
	正社員・正職員以外	雇用期間の定め無し	2.8
		雇用期間の定め有り	9.2
短時間労働者	正社員・正職員	雇用期間の定め無し	0.6
		雇用期間の定め有り	0.2
	正社員・正職員以外	雇用期間の定め無し	7.8
		雇用期間の定め有り	14.8
臨時労働者			1.4

(5) 就業構造基本調査

(比率、%)

正規の職員・従業員	61.8
非正規の職員・従業員	38.2
パート・アルバイト	26.1
労働者派遣事業所の派遣社員	2.2
契約社員	5.4
嘱託	2.2
その他	2.2

(6) 能力開発基本調査

常用労働者
正社員
正社員以外
嘱託
契約社員
パートタイム労働者
その他

- (備考) 1. 厚生労働省「一般職業紹介状況」、「毎月勤労統計調査」、「賃金構造基本統計調査」、「能力開発基本調査」、総務省「就業構造基本調査」、「経済の好循環実現に向けた政労使の取組について（平成25年12月20日）」により作成。
2. 毎月勤労統計の構成比は2014年4月、賃金構造基本統計調査は2013年、就業構造基本調査は2012年。

2. 雇用者の定義

統計名	項目名	定義
○労働力調査 (基本集計・ 詳細集計) ○就業構造基本 調査	正規の 職員・従業員	一般職員や正社員などと呼ばれている人
	非正規の 職員・従業員	パート，アルバイト，労働者派遣事業所の派遣社員，契約社員，嘱託などと呼ばれている人
○賃金構造基本 統計調査	常用労働者	①期間を定めずに雇われている労働者、②1か月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月に、それぞれ18日以上貴事業所に雇われたもの、のいずれかに該当する労働者
	一般労働者	短時間労働者以外の者一般労働者と短時間労働者の合計が常用労働者
	短時間労働者	同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者
	臨時労働者	常用労働者に該当しない労働者
	正社員・ 正職員	常用労働者のうち事業所で正社員、正職員とする者（一般労働者の正社員・正職員、短時間労働者の正社員・正職員）
	正社員・ 正職員以外	常用労働者のうち正社員・正職員に該当しない者
○毎月勤労統計 調査	常用労働者	事業所に使用され給与を支払われる労働者（船員法の船員を除く）のうち、①期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者、②日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇い入れられた者、のいずれかに該当する者
	一般労働者	常用労働者のうち、次のパートタイム労働者以外の者
	パートタイム 労働者	常用労働者のうち、①1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者、②1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者のいずれかに該当する者

統計名	項目名	定義
○一般職業紹介状況（職業安定業務統計）	常用	雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）
	正社員	パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者
	パートタイム	1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者をいい、このうち雇用期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用期間によって就労する者を「常用的パートタイム」、1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているか、又は季節的に一定の期間を定めて就労する者を「臨時的パートタイム」という。
	臨時・季節	臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない。）を定めて就労するものをいう。
○能力開発基本調査	常用労働者	①期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者、②臨時又は日雇労働者で、調査日前の2か月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者、のいずれかに該当する労働者
	正社員	常用労働者のうち、雇用期間の定めのない者であって、パートタイム労働者などを除いた社員
	正社員以外	常用労働者のうち、「嘱託」、「契約社員」、「パートタイム労働者」又はそれに近い名称で呼ばれている人などをいう。なお、派遣労働者及び請負労働者は含まない。
	嘱託	定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する者
	契約社員	常用労働者のうち、フルタイム勤務で雇用期間の定めがあり、嘱託以外の者
	パートタイム労働者	常用労働者のうち、1日の所定労働時間が正社員より短い者又は1週の所定労働日数が正社員より少ない者のいずれかに該当する者であって、「嘱託」、「契約社員」以外の者

（備考） 1. 厚生労働省「一般職業紹介状況」、「毎月勤労統計調査」、「賃金構造基本統計調査」、「能力開発基本調査」、総務省「就業構造基本調査」により作成。

付注2-3 労働力人口比率の寄与度分解

労働力人口比率は下記のとおりに計算される。

$$L_t = \sum_{s=1}^2 \sum_{a=1}^6 L_{a,s,t} * \frac{n_{a,s,t}}{N_t}$$

労働力人口比率の変化は、下記のように要因分解することができる。

$$\Delta L_t = L_t - L_{t-1} = \sum_{s=1}^2 \sum_{a=1}^6 \left[\underbrace{(L_{a,s,t} - L_{a,s,t-1}) * \frac{n_{a,s,t}}{N_t}}_{\text{労働力率要因}} + \underbrace{(L_{a,s,t-1} - \bar{L}_{t-1}) * \left(\frac{n_{a,s,t}}{N_t} - \frac{n_{a,s,t-1}}{N_{t-1}} \right)}_{\text{人口構成要因}} \right]$$

L : 労働力人口比率

n : 人口数

N : 総人口数

a : 年齢層 (1 : 15~24歳、2 : 25~34歳、3 : 35~44歳、4 : 45~54歳、5 : 55~64歳、
6 : 65歳~)

s : 性別 (1 : 男性、2 : 女性)

t : 暦年

付注3-1 輸出数量関数の推計

(1) 推計の考え方

輸出相手国の実質GDPが増加すると実質輸出（付加価値ベース）は増加し、それに応じて輸出数量も増加する傾向がある。ただし、日本の輸出財の高付加価値化が進むと、実質輸出が増加しても輸出数量は増加しにくくなる。また、実質実効為替レートが低下すると価格競争力の向上を通じて輸出数量は増加する傾向がある。

こうしたことから、輸出数量指数は日本の主要輸出相手国の実質GDP、実質実効為替レート、高付加価値指数とで共和分関係が成り立ち、これらを説明変数とした長期均衡式を推計した。

(2) 推計式

$$\log C = \alpha_1 + \alpha_2 * \log Y + \alpha_3 * \log RP(-2) + \alpha_4 * \log ADD$$

$$R^2 = 0.86 \quad D.W. = 0.45 \quad \text{括弧内はラグ次数}$$

C：輸出数量指数

Y：日本の主要輸出相手国の実質GDP（注）

RP：実質実効為替レート

ADD：高付加価値化指数（＝実質輸出／輸出数量指数、4四半期移動平均）

	α_1	α_2	α_3	α_4
係数推計値	9.35	1.08	-0.28	-1.83
t値	8.67	11.82	-3.95	-6.4

- (備考) 1. 推計期間：1990年1-3月期～2010年10-12月期
 2. 全て1%水準で統計的有意。
 3. 共和分関係については、ADFテストを用いたEGテストにより判断。説明変数及び被説明変数は全てI(1)系列であり、残差項には単位根が存在しない。

- (注) 日本の主要輸出相手国の実質GDPについては、以下の方法により算出した。
 ・OECDが景気動向指数の参照系列として公表しているOECD加盟国と主要6非加盟国（ブラジル、中国、インド、インドネシア、ロシア、南アフリカ）の実質GDPデータを使用。
 ・「OECD加盟国+主要6非加盟国」を全世界、「OECD加盟国」を先進国とみなした上で、その比率を日本の先進国向け・新興国向けの輸出比率（過去2年平均）で調整。
 ・日本の先進国向け・新興国向け輸出比率は、日本の主要輸出相手国18か国・地域（アメリカ、中国、台湾、香港、韓国、タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、ドイツ、オランダ、英国、ロシア、オーストラリア、インド、メキシコ）を先進国・新興国に区分し、その輸出金額の割合により算出。

付注3-2 交易利得の要因分解（累積）について

名目輸出： E 、名目輸入： M 、実質輸出： \bar{E} 、実質輸入： \bar{M} 、 $P = \frac{E+M}{\bar{E}+\bar{M}}$ （ニュメール・デフレーター）とすると、交易利得 T は下記式により表される。

$$T = \frac{E-M}{P} - (\bar{E} - \bar{M})$$

ただし、 P は名目輸出入等に比べておおむね安定していることから、 $P=1$ と仮定し、下記式を得る。

$$T \cong (E-M) - (\bar{E} - \bar{M})$$

ここで、円ベース輸出物価指数： P^E 、契約通貨ベース輸出物価指数： \hat{P}^E 、円ベース輸入物価指数： P^M 、契約通貨ベース輸入物価指数： \hat{P}^M とすると、円ベースの交易利得 T 及び契約通貨ベースの交易利得 \hat{T} は、それぞれ下記式により表される。

$$T \cong (P^E \bar{E} - P^M \bar{M}) - (\bar{E} - \bar{M}) \dots (1)$$

$$\hat{T} \cong (\hat{P}^E \bar{E} - \hat{P}^M \bar{M}) - (\bar{E} - \bar{M}) \dots (2)$$

なお、各輸出入物価指数は0期=1としているため、0期においては $\bar{E}=E$ 、 $\bar{M}=M$ が成り立ち、 $T=0$ 、 $\hat{T}=0$ となる。

ここで、0期から t 期にかけての \bar{E} 及び \bar{M} の変化をそれぞれ $\Delta \bar{E}_t$ 、 $\Delta \bar{M}_t$ 、0期から t 期にかけての為替の変動により生じた円ベース物価と契約通貨ベース物価の水準差を Δex_t とすると、(1)式及び(2)式から(3)式が得られる。

$$T_t - \hat{T}_t \cong (\Delta ex_t^E \bar{E}_0 - \Delta ex_t^M \bar{M}_0) + (\Delta ex_t^E \Delta \bar{E}_t - \Delta ex_t^M \Delta \bar{M}_t) \dots (3)$$

また、 t 期における契約通貨ベース交易利得 \hat{T}_t は、(4)式のとおり整理することができる。

$$\hat{T}_t \cong \Delta \hat{P}_t^E \bar{E}_0 - \Delta \hat{P}_t^M \bar{M}_0 + (\Delta \hat{P}_t^E \Delta \bar{E}_t - \Delta \hat{P}_t^M \Delta \bar{M}_t) \dots (4)$$

したがって、0期から t 期にかけての円ベース交易利得の累積変化 ΔT_t は、(3)式及び(4)式から、下記式のとおり、輸出物価要因、輸入物価要因、為替要因及び交叉項に分解される。

$$\begin{aligned} \Delta T_t &= T_t - T_0 \\ &\cong \hat{T}_t + (\Delta ex_t^E \bar{E}_0 - \Delta ex_t^M \bar{M}_0) + (\Delta ex_t^E \Delta \bar{E}_t - \Delta ex_t^M \Delta \bar{M}_t) \\ &= \underbrace{\Delta \hat{P}_t^E \bar{E}_0}_{\text{輸出物価要因}} - \underbrace{\Delta \hat{P}_t^M \bar{M}_0}_{\text{輸入物価要因}} + \underbrace{(\Delta ex_t^E \bar{E}_0 - \Delta ex_t^M \bar{M}_0)}_{\text{為替要因}} + \underbrace{\{(\Delta \hat{P}_t^E + \Delta ex_t^E) \Delta \bar{E}_t - (\Delta \hat{P}_t^M + \Delta ex_t^M) \Delta \bar{M}_t\}}_{\text{交叉項}} \end{aligned}$$

付注3-3 労働生産性上昇率の寄与度分解について

Nordhaus (2002) に基づき、労働生産性上昇率の寄与度分解をEU KLEMS database を用いて以下のように推計した。

t 期の i 産業の労働生産性を $A_{i,t}$ 、投入量（就業者の総労働時間）を $S_{i,t}$ とし、 $\sigma_{i,t}$ を名目付加価値額シェア、 $w_{i,t}$ を投入量シェアとする（シェアはいずれも Tornqvist 近似）。 $g(\cdot)$ は変化率で、対数階差を取っている。 $t=0$ は基準年で、1995年としている。

$$\begin{aligned}
 g(A_t) &= \sum_i g(A_{i,t}) \sigma_{i,0} + \sum_i g(A_{i,t}) [\sigma_{i,t} - \sigma_{i,0}] + \sum_i g(S_{i,t}) [\sigma_{i,t} - w_{i,t}] \\
 &= \underbrace{\sum_i g(A_{i,t}) \sigma_{i,0}}_{\text{純生産性要因}} + \underbrace{\sum_i g(A_{i,t}) [\sigma_{i,t} - \sigma_{i,0}]}_{\text{ボーモル効果}} + \underbrace{\sum_i r_{i,t} \dot{w}_{i,t}}_{\text{デニソン効果}}
 \end{aligned}$$

ただし、

$$g(A_{i,t}) = g(V_{i,t}) - g(S_{i,t}), \quad r_{i,t} = (A_{i,t} P_{i,t}) / (A_t P_t), \quad \dot{w} = w_{i,t} [g(S_{i,t}) - g(S_t)]$$

(V : 実質付加価値額、 S : 就業者の総労働時間、 P : GDPデフレーター)

付注3-4 全市町村及び主要134都市

1. 全市町村

2010年時点でデータ入手が可能な1,709市町村を記載した。

2. 主要134都市

地域の中心となるような都市として、定住自立圏における中心市（人口5万人程度以上で昼夜間人口比率が1以上。平成25年9月末時点で87市¹⁾）及び地方中枢拠点都市（政令指定都市又は新中核市（人口20万人以上）で昼夜間人口比率が1以上。平成25年6月時点で61市）を挙げ、重複を整理し、これらの市を主要134都市とした。該当する市は下記のとおりである。

主要134都市（中心市及び地方中枢拠点都市）

北海道 札幌市	茨城県 つくば市	愛知県 西尾市	香川県 観音寺市
北海道 函館市	栃木県 宇都宮市	三重県 津市	愛媛県 松山市
北海道 小樽市	栃木県 大田原市	三重県 四日市市	愛媛県 今治市
北海道 旭川市	群馬県 前橋市	三重県 伊勢市	高知県 高知市
北海道 室蘭市	群馬県 高崎市	三重県 松阪市	高知県 宿毛市
北海道 釧路市	群馬県 伊勢崎市	三重県 いなべ市	高知県 四万十市
北海道 帯広市	群馬県 太田市	滋賀県 彦根市	福岡県 北九州市
北海道 網走市	埼玉県 秩父市	滋賀県 長浜市	福岡県 福岡市
北海道 稚内市	埼玉県 本庄市	兵庫県 姫路市	福岡県 大牟田市
北海道 士別市	千葉県 旭市	兵庫県 洲本市	福岡県 久留米市
北海道 名寄市	新潟県 新潟市	兵庫県 豊岡市	福岡県 八女市
北海道 富良野市	新潟県 長岡市	兵庫県 西脇市	佐賀県 佐賀市
青森県 青森市	新潟県 糸魚川市	和歌山県 和歌山市	佐賀県 唐津市
青森県 弘前市	新潟県 上越市	鳥取県 鳥取市	佐賀県 伊万里市
青森県 八戸市	富山県 富山市	鳥取県 米子市	長崎県 長崎市
青森県 十和田市	石川県 金沢市	鳥取県 倉吉市	長崎県 佐世保市
青森県 三沢市	福井県 福井市	島根県 松江市	長崎県 五島市
岩手県 盛岡市	山梨県 甲府市	島根県 浜田市	熊本県 熊本市

注 (1) 今回は、中心市の条件を満たす市のうち、中心市宣言を行った市を対象とした。

岩手県 一関市	長野県 長野市	島根県 出雲市	熊本県 山鹿市
宮城県 仙台市	長野県 松本市	島根県 益田市	熊本県 天草市
宮城県 石巻市	長野県 上田市	岡山県 岡山市	大分県 大分市
宮城県 大崎市	長野県 飯田市	岡山県 倉敷市	大分県 中津市
秋田県 秋田市	長野県 中野市	岡山県 備前市	宮崎県 宮崎市
秋田県 横手市	長野県 飯山市	広島県 広島市	宮崎県 都城市
秋田県 大館市	長野県 佐久市	広島県 呉市	宮崎県 延岡市
秋田県 湯沢市	岐阜県 岐阜市	広島県 福山市	宮崎県 小林市
秋田県 由利本荘市	岐阜県 美濃加茂市	山口県 下関市	宮崎県 日向市
山形県 山形市	静岡県 静岡市	山口県 山口市	鹿児島県 鹿児島市
山形県 鶴岡市	静岡県 浜松市	山口県 萩市	鹿児島県 鹿屋市
福島県 福島市	静岡県 沼津市	山口県 長門市	鹿児島県 薩摩川内市
福島県 郡山市	静岡県 富士市	徳島県 徳島市	沖縄県 那覇市
福島県 いわき市	静岡県 湖西市	徳島県 阿南市	沖縄県 宮古島市
福島県 南相馬市	愛知県 刈谷市	香川県 高松市	
茨城県 水戸市	愛知県 豊田市	香川県 丸亀市	